

**令和 7 年度グローバル人材育成講座実施業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 事業の目的

三重県の未来を担う若者が様々な場で活躍していくためには、世界のつながりの中で自分たちの地域や生活について考えることが必要である。そこで本事業では、若者が国際的な意識・感覚を高め、世界へ目を向けるきっかけとなるような講座を開催することで、三重の未来を担う若者の国際的な視野を広げ、グローバル人材の育成につなげることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和 7 年度グローバル人材育成講座実施業務委託

(2) 業務内容

別添「令和 7 年度グローバル人材育成講座実施業務委託仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約の日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

3 契約上限額

2,399,914 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

- ① 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者が満たすべき資格

- ① 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ② 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ③ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 質問の申請及び回答に関する事項

- (1) 本件に関する質問（企画提案の手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の企

画提案及び契約に関する一切の事項)がある場合は、次のとおり文書により行ってください。

① 申請期限 令和7年5月13日(火)17時まで(必着)

② 提出場所 下記22に示す所属

③ 提出方法 質問申請書(第3号様式)を電子メールにより提出

※質問申請書を送信したときは、必ず上記②まで電話にて着信の確認をしてください。

(2) 質問内容に対する回答は、令和7年5月14日(水)17時までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載します。

なお、質問申請提出の有無にかかわらず、企画提案書等提出前には質問内容に対する回答ページをご確認ください。

(3) 本件の事項その他に関し疑義がある場合は、下記22に示す所属に説明を求め、予め十分ご承知おきください。企画提案コンペ後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

6 企画提案コンペ参加に必要な書類に関する事項

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり申請書等を提出してください。

なお、提出した申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 申請書等提出期限

① 申請期限 令和7年5月15日(木)17時まで(必着)

② 提出場所 下記22に示す所属

③ 提出方法 郵便、民間事業者による信書便若しくは持参により提出

※郵送の場合は必ず到着を確認してください。

参加資格の有無を、令和7年5月27日(火)17時までに通知します。

(2) 提出書類(各1部)

① 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)

② 次に掲げるいずれかの書類

ア 法人にあつては、「登記簿謄本」又は「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、「代表者事項証明書」の写し

イ 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

③ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状(第2号様式)

7 提出を求める企画提案書等の内容

次に掲げる企画提案書類は、日本産業規格(JIS)A4サイズを使用してください。提出書類の部数は下記に示すとおりとします。

また、様式は指定しているものを除き任意とし、指定しているものは当該指定様式により提出してください。

(1) 企画提案書 8部

企画提案書には、業務仕様書の内容を踏まえ、以下①～⑤の内容を示すこと。
また、企画提案書は、両面印刷のうえ長辺を綴じて A4 サイズ 20 頁以内で作成すること。

なお、提出した企画提案書について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- ① 令和7年度グローバル人材育成講座実施業務委託仕様書3(1)について、業務実施の考え方・取組の概要・想定される効果
 - ② 委託業務実施体制(職員の配置、効率的で効果的な運営体制、参加者確保のための効果的な周知方法、法令順守に必要な体制等)
 - ③ 各講座の内容・実施スケジュール
 - ④ 提案の内容について、他者に対して優位であると思われる点
 - ⑤ 同様の業務の実施実績(実施年度、事業名、契約相手先)(2件まで)
- (2) 経費見積書 8部(発行責任者、担当者の氏名、連絡先を明記すること。また、消費税額等がわかるように明記し、合計金額は消費税等を含めた金額で記載すること。以下、「見積書」という。)
- (3) 提案事業者の概要書 8部
- ・組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等)
 - ・自社パンフレットでも可

8 企画提案資料の提出期限及び提出先

- ① 申請期間 令和7年5月28日(水)8時30分
～6月2日(月)12時(必着)
- ② 提出場所 下記22に示す所属
- ③ 提出方法 郵便または民間事業者による信書便で送付、または持参
※電子メール、FAXによる提出は不可とします。
※郵便または信書便による送付の場合は、上記②まで電話連絡をお願いします。

9 最優秀提案者の選定方法に関する事項

(1) 選定方法

本参加仕様書及び業務仕様書に基づき提出された企画提案書等について、別に設置する「令和7年度グローバル人材育成講座実施業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、その内容の審査を行い、順位付けを行ったうえで、最優秀提案を1件選定します。

(2) プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- ①日時 令和 7 年 6 月 5 日（木）13 時 30 分から 16 時までの間を予定
- ②場所 別途連絡します。（津市内）
- ③時間 提案者ごとに時間を設定のうえ別途連絡します。
- ④事前審査 提案者が多数の場合、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を 5 社程度選定したうえで、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。
- ⑤その他 プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書及び見積書のみによるものとします。

1 0 最優秀提案を選定するための評価基準に関する事項

以下の項目等により、企画提案書等を総合的に評価して選定します。

（1）目的適合性（5 点）

- ・ 提案内容は、業務仕様書及び業務の目的と合致しているか。

（2）専門性（5 点）

- ・ 業務を遂行する上で、必要な知識や経験、ノウハウを有しているか。
- ・ 人材やネットワークの保有など業務を実施するための専門性を有しているか。
- ・ 過去に類似の業務を行った経験を有しているか。

（3）企画性（10 点）

- ・ 事業者の特性を生かした具体的な講座内容の提案となっているか。
- ・ 他者の提案と違う優位性が認められるか。

（4）経済合理性（5 点）

- ・ 提案及び見積額は費用対効果の高い合理的な内容となっているか。
- ・ 見積書の積算内容や根拠は適当であるか。

（5）業務推進体制（5 点）

- ・ 関係者と連携の上、業務が適切に実施できる体制を整えているか。
- ・ 業務配分やスケジュール管理が適切であるか。

1 1 最優秀提案の選定結果

最優秀提案者が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

1 2 最優秀提案者に提出を求める書類に関する事項

最優秀提案者にあつては、上記 11 の通知を受けた後に、以下の書類を提出していただきます。

(1) 提出書類

- ① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの。）の写し
- ② 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの。）の写し
- ③ 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第4号様式）

(2) 提出期限 別途通知します。

(3) 提出場所 下記22に示す所属

(4) 提出方法 郵便、民間事業者による信書便、電子メール又は持参

1.3 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 企画提案コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が当該企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき（委任状による委任を受けている場合を除く）。
- (4) 参加に際して事実と反する申込み又は提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額又は企画提案書もしくは見積書の重要な文字を訂正したとき。
- (6) 住所（所在地）、商号又は名称を欠く見積書を提出したとき。
- (7) 重要な文字の誤脱、又は識別しがたい企画提案書又は見積書を提出したとき。
- (8) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (9) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

1.4 契約方法に関する事項

- (1) 当該業務を遂行できると三重県知事が判断した提案者であつて、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」という。）第65条の規定により定めた予定価格の範囲内で、最も優れた提案を行った最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。契約協議が不調のときは、上記9により順位づけられた上位の者から順に契約締結の協議を行います。
- (2) 契約条項は、三重県政策企画部国際戦略・プロモーション推進課において示します。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てを

されている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

（4）契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

（5）契約は、三重県政策企画部国際戦略・プロモーション推進課において行います。また、契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

1 5 検 査

契約条項の定めるところによります。

1 6 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。なお、契約代金は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うこととします。

1 7 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1 8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1 9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（1）受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③ 発注所属に報告すること。

- ④ 契約の履行において、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

2 0 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

2 1 その他

- (1) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (2) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する経費は、提案者が負担するものとします。
- (4) 企画提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (5) 企画提案書等提出された書類は、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）に基づき、情報公開の対象文書となります。
- (6) 企画提案書等提出された書類は、特別な事情がない限り再提出は認めません。
- (7) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (8) 当該企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、本参加仕様書等に基づき適正な企画提案を行わなければなりません。
- (9) 契約の相手方となった場合には、業務仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (10) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。

2 2 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県政策企画部国際戦略・プロモーション推進課
国際企画・交流班 有田・荘司
TEL：059-224-2844
FAX：059-224-2069
E-mail：kokusen@pref.mie.lg.jp